

明石市市民参画条例の概要

1 条例制定の目的

明石市自治基本条例の目的及び理念に基づき、市民の市政への参画についての手続その他必要な事項を定め、もって市民自治によるまちづくりに寄与する。

2 条例の構成と要旨

構 成		要 旨
第 1 章 総 則	第 1 条(目的)	▶明石市自治基本条例の目的及び理念に基づき市民参画の手続等必要な事項を定め、もって市民自治によるまちづくりに寄与する。
	第 2 条(定義)	▶「市民」、「市長等」、「政策等」及び「市民参画」について、それぞれの用語の定義を定める。
	第 3 条(市民参画の基本原則)	▶自治基本条例の理念及び第 1 条に定める条例の目的ののっとり、市民と市長等が条例を運用していくに当たっての基本原則を定める。
	第 4 条(市長等の責務)	▶市長等は、市民に対して市民参画の機会を積極的に提供し、市民参画を推進する。また、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるように努めるとともに、市政についての説明責任を果たす。
	第 5 条(市民等の役割)	▶市民は、自治の主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画を行うよう努める。
第 2 章 市民参画手続等	第 1 節 通 則	<p>▶市長等は、市民の関心及び市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、必要と認められる場合には市民参画手続を実施する。</p> <p>▶市長等は、次のア～オに掲げる事項（以下「対象事項」という。）を定めようとするときは、市民参画手続を実施しなければならない。また、対象事項について市民参画手続を実施しなかった場合は、実施しなかった旨及びその理由を公表する。</p> <p>ア 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止</p> <p>イ 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止</p> <p>ウ 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃</p> <p>エ 広く市民の利用に供する大規模な施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更</p> <p>オ その他市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止</p> <p>なお、対象事項であっても、①市民税の賦課徴収事項、②予算で定める金銭給付事項、③法令に基づく事項で市長等の裁量の余地がない事項、④市長等の内部事務処理事項、⑤関係法令の改正に伴う規定整備等の事項、⑥災害などで緊急を要する場合は例外として市民参画手続を実施しないことができる。</p>

第2章 市民参画手続等	第1節 通則	第7条(市民参画手法)	▶市民参画手続の手法は、意見公募手続、審議会等手続、意見交換会手続、ワークショップ手続、公聴会手続、政策公募手続、その他の市民参画手法とする。
		第8条(市民参画手続の実施原則)	▶市長等は市民参画手続を実施するときは、複数の市民参画手法を併用するなど、市民が広く参画できること、市民の意見が効果的に市政に反映できることを基本に実施するよう努める。
		第9条(公表の方法)	▶条例及びこの条例に基づく公表方法は、市広報誌への掲載、市ホームページへの掲載等の方法で複数の方法により行う。
		第10条(制度の調整)	▶法令の規定により市民の意見等を聴く方法が定められているものについては、その手続を行った場合は、この条例による市民参画手続を実施することを要しないものとする。
	第2節 市民参画手法の実施等	第11条(意見公募手続)	▶意見公募手続を行う場合は、政策等の案を示して広く意見を募集する。この場合、意見募集期間は30日以上とするようにする。
		第12条(審議会等の委員の選任等)	▶審議会等手続を行う場合の委員の選任については、男女の比率、年齢構成、居住地域などに考慮するとともに、委員の2割以上は公募市民とし、市民の幅広い意見が反映されるように努める。
		第13条(審議会等の会議の公開等)	▶審議会等の会議は、原則公開とし、審議会等の開催予定は、開催日の2週間前には公表するものとし、会議の後は会議録を作成し、公表する。
		第14条(意見交換会手続)	▶タウンミーティングなどの意見交換会を開催するときは、開催日の2週間前までには開催予定を公表し、開催後は開催記録を作成し、公表する。
		第15条(ワークショップ手続)	▶ワークショップを開催するときは、開催日の2週間前までに開催予定を公表し、開催後は開催記録を作成し、公表する。
		第16条(公聴会手続)	▶公聴会を開催するときは、あらかじめ公述人となろうとする者を公募し、その中から公述人を選考するものとし、政策等の賛成、反対の立場からの意見を聴取する。開催後は開催記録を作成し、公表する。
第17条(政策公募手続)		▶政策公募手続を行うときは、市民に提案を求める内容をあらかじめ公表し、30日以上募集期間を定めて提案を募集する。提案があったときは、その提案内容と市の検討結果を公表する。	
第18条(その他の市民参画手法)		▶その他の市民参画手続を行う場合は、その手続実施日の2週間前までには実施方法等の詳細を公表しなければならない。	
第3章 政策提案手続	第19条(政策提案手続)	▶満18歳以上の市民(市内に住所を有する者に限る。)は、市民20人以上の連署をもって市長等に市民参画手続の対象事項に関する提案を行うことができる。提案を受けた場合は、その提案について検討し、検討結果を公表する。	
第4章 市民参画の推	第20条(推進会議の設置)	▶条例に基づく市民参画を推進するため、市長の附属機関として明石市市民参画推進会議を置き、市民参画の状況について調査審議する。	

進	第 2 1 条 (運 用 状 況 の 公 表)	<ul style="list-style-type: none"> ➤市長は、毎年、前年度における市民参画手続の実施状況及び政策提案の状況を取りまとめ公表する。
	第 2 2 条 (市 民の自発的意 見の取扱い)	<ul style="list-style-type: none"> ➤この条例に基づく手続によらず提出された意見等についても明石市法令遵守の推進等に関する条例で定めるとおり要望、提案等として受け付け処理する。
第 5 章 雑則	第 2 3 条 (規 則への委任)	<ul style="list-style-type: none"> ➤この条例の施行に関して必要な手続の詳細等の事項は、規則へ委任する。
附 則		<ul style="list-style-type: none"> ➤この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 ➤この条例の施行の際すでに着手され、又は準備がされている政策等は、時間的な制約等の理由で、市民参画手続を実施することが困難な場合は、市民参画手続を実施しないことができる。 ➤市長は、この条例の施行状況等を勘案し、必要に応じて条例を見直す。